

---

プロジェクト ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する対応

項目 ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止への対応

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止への対応に関する ASBJ 事務局の提案をお示しすることを目的としている。

## II. 検討の経緯

2. 2014 年 7 月の金融安定理事会 (FSB) による提言に基づく金利指標改革 (以下「金利指標改革」という。)が進められる中、ロンドン銀行間取引金利 (London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。)の公表が 2021 年 12 月末に恒久的に停止されることとなり、後継の金利指標への置換えを余儀なくされることが見込まれた。
3. 金利指標改革に起因する LIBOR の置換えは、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。この点、ヘッジ会計の適用に関して、金利指標改革の影響のみに起因して、金融商品会計基準等<sup>1</sup>の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定め、たうえでヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることが必要であると考え、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下「実務対応報告第 40 号」という。)を公表することとした。
4. これに関連し、2024 年 3 月 6 日に一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関 (以下「TIBOR 運営機関」という。)よりユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止が公表された<sup>2</sup>。
5. 第 523 回企業会計基準委員会 (2024 年 4 月 2 日開催) 及び第 215 回金融商品専門委員会 (2024 年 3 月 28 日開催) (以下「第 523 回企業会計基準委員会等」という。)では、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止による影響についての事務局の分析をお示しし、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関して対応が必要かどうかについて

---

<sup>1</sup> 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

<sup>2</sup> ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する概要は、別紙を参照いただきたい。

ご意見を伺った。

6. 本資料では、第 523 回企業会計基準委員会等における議論の概要を確認したうえで、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止への対応についての事務局の提案をお示しする。

### **III. 第 523 回企業会計基準委員会等における議論の概要**

#### **(ASBJ 事務局による分析の概要)**

##### 実務対応報告第 40 号を参考にすることの可否について

7. ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品は、実務対応報告第 40 号の適用範囲に含まれていないものの（実務対応報告第 40 号第 3 項）、実務対応報告第 40 号第 28 項には次の定めが置かれている。

28. なお、本実務対応報告は、公表時点において公表停止が見込まれている LIBOR を対象としているが、今後、LIBOR 以外の金利指標でも、金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる場合には、当該金利指標を参照している金融商品の取扱いについても、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。

8. この点、第 523 回企業会計基準委員会等では、ユーロ円 TIBOR の公表停止は金利指標改革に伴うものであり、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品についても実務対応報告第 40 号を参考にすることができることを確認した。

##### 実務対応報告第 40 号を参考にした場合の影響について

9. 実務対応報告第 40 号を参考にした場合の影響について、第 523 回企業会計基準委員会等では、期限の定めが設けられている事項に関して、ASBJ 事務局の分析をお示しした。具体的な内容は、次のとおりである。

#### (1) 金利指標置換後の会計処理：繰延ヘッジ及び包括ヘッジ

- ① 繰延ヘッジについては、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度においては事後テストの実施が要求されるものの、継続適用を条件に金利指標置換時を起点とすることを選択するオプションが認められている。当該オプションに期限の定めは設けられていないため、当該オプションを適用することで、金利指標置換後の事後テストへの影響は一定程度軽減されると考えられる。

- ② しかしながら、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関して対応を行わないとした場合、実務対応報告第 40 号を参考にしたとしても、実務対応報告第 40 号で定める繰延ヘッジ及び包括ヘッジの適用に関する特例的な取扱い（実務対応報告第 40 号第 14 項及び実務対応報告第 18 項）を適用することができず、ヘッジ会計に関する金融商品会計基準等の定めに従い事後テスト等を行うことになると考えられる。

(2) 金利指標置換後の会計処理：金利スワップの特例処理等

- ① ISDA (International Swap and Derivatives Association) マスター契約に基づき取引されるデリバティブ契約(以下「ISDA デリバティブ」という。)及びフォールバック条項が導入されている ISDA デリバティブ以外のデリバティブ契約については、実務対応報告第 40 号を参考に金利スワップの特例処理等を継続することができると考えられる<sup>3</sup>。
- ② 一方、例えばユーロ円 TIBOR を参照する非 ISDA デリバティブのうち、フォールバック条項が導入されていないデリバティブ契約については、金利スワップの特例処理等に関する実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いを適用することができず、金融商品会計基準等におけるヘッジ会計の原則的な取扱いを踏まえて会計処理されることになると考えられる。

(3) 注記事項

- ① 実務対応報告第 40 号で定める注記事項は、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度以降において要求されていない。この点、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品に関して、仮に実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いの適用時期の延長などの対応を行うとした場合、注記事項についても開示期限の延長などの対応を行うことが考えられる。

**(ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止への対応についての具体的なニーズの有無)**

10. 第 523 回企業会計基準委員会等では、前項の分析をお示ししたうえで、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止への対応についての具体的なニーズの有無について企業

---

<sup>3</sup> 金利スワップの特例処理等に関して、実務対応報告第 40 号では、後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する場合であっても、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに契約条件の変更等がなされている場合には金利スワップの特例処理等を継続することができることとされている（実務対応報告第 40 号第 19-2 項及び第 19-3 項）。

会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員に意見を伺った。

11. この点、第 523 回企業会計基準委員会等において、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止への対応を求める意見は聞かれなかった。

#### **IV. ASBJ 事務局の分析**

12. 本資料第 8 項のとおり、第 523 回企業会計基準委員会等では、ユーロ円 TIBOR の公表停止は金利指標改革に伴うものであり、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品についても実務対応報告第 40 号を参考にすることができることを確認している。この点について、関係者に周知するために議事概要において明示することが考えられる。
13. ここで、ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品に関して、実務対応報告第 40 号を参考にした場合であっても、実務対応報告第 40 号における特例的な取扱いを適用することができない場合がある（本資料第 9 項参照）。
14. この点、第 523 回企業会計基準委員会等において、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止への対応を求める意見は聞かれていないことから、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関連して、実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱い及び注記事項に対して適用時期の延長などの対応は不要と考えられる。また、この点について、関係者に周知するために議事概要において明示することが考えられる。

#### **V. ASBJ 事務局の提案**

15. 上述の分析を踏まえ、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関連して、実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱い及び注記事項に対して適用時期の延長などの対応は不要と考えられるがどうか。
16. 仮に前項の事務局からの提案に対して異論が聞かれなかった場合、次の事項について議事概要において明示することが考えられるがどうか。
  - (1) ユーロ円 TIBOR を参照する金融商品について実務対応報告第 40 号を参考にすることができること
  - (2) ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関連して、実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱い及び注記事項に対して適用時期の延長などの追加的な対応は行わないこと

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 12 項から第 16 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

**別紙：ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に関する概要**

1. 2024年3月6日にTIBOR運営機関より、ユーロ円TIBORの全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）を2024年12月末で恒久的に公表停止することを決定した旨が公表された<sup>4</sup>。
2. ここで、ISDAデリバティブについては、2021年にユーロ円TIBORを含む対象となる金利指標が公表停止した場合に後継金利に切り替えるための条項（フォールバック条項／フォールバック・プロトコル）が導入されており、2024年3月のTIBOR運営機関による「ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止（2024年12月末）の決定について」の公表が、ISDA定義集等における「公表停止トリガー」に該当するとして、Bloombergによる算出・公表されるスプレッド調整値が2024年3月6日に確定した旨を含むステートメントがISDAより公表された<sup>5</sup>。
3. また、2024年3月6日にTIBOR運営機関が公表した「ユーロ円TIBORに関する調査 結果概要（2023年9月末基準）」では、2023年9月末時点におけるユーロ円TIBORを参照する貸出のエクスポージャーは約3.5兆円（契約件数は2,782件）<sup>6</sup>であり、またユーロ円TIBORを参照する非ISDAデリバティブ<sup>7</sup>（フォールバック条項導入済みの契約を含む。）の想定元本は約1.8兆円（契約件数は100件）<sup>8</sup>とされている。
4. さらに、金融庁は2023年12月に公表したアナウンスメント<sup>9</sup>において、市場参加者に対し、遅くとも2024年6月末までにユーロ円TIBORを参照する商品の新規取引を停止することを推奨していることから、2024年3月末時点での貸出及びデリバティブ取引の契約は2023年9月末時点よりも減少していると考えられる。

以上

---

<sup>4</sup> [https://www.jbatibor.or.jp/Statement\\_on\\_future\\_cessation\\_of\\_Euroyen\\_TIBOR.pdf](https://www.jbatibor.or.jp/Statement_on_future_cessation_of_Euroyen_TIBOR.pdf)

<sup>5</sup> [ISDA Statement on JBATA's Euroyen TIBOR Announcement - International Swaps and Derivatives Association](https://www.isda.org/ISDA-Statement-on-JBATA-s-Euroyen-TIBOR-Announcement-International-Swaps-and-Derivatives-Association)

<sup>6</sup> 満期が2024年12月末を超える契約は約2.1兆円（契約件数は1,466件）とされている。

<sup>7</sup> ユーロ円TIBORに関する調査 結果概要（2023年9月末基準）」では、「ISDA Master Agreement（ISDAマスター契約）に準拠している、または、契約相手方がCCPである店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引を指します。」とされている。

<sup>8</sup> 満期が2024年12月末を超える契約は約1.4兆円（契約件数は80件）とされている。

<sup>9</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231222/20231222.html>